

商品名等 (電気用品名等)	非常用照明器具
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>○用途、機能、性能 本製品は、建築基準法で規定する非常用の照明装置となる「非常用照明器具」である。 バッテリーユニット内蔵型と別置型があり、非常時のみに点灯する専用型とは異なり、平常時も点灯するものである。 (社)日本照明器具工業会では、自主規格としてJIL5501「非常用照明器具技術基準」を規定し、平成13年より自主評価制度を実施しているが、その対象製品である。</p> <p>○構造、仕様、意匠 定 格：100V又は200V、50－60Hz、光源は、白熱電球又は蛍光灯である。</p> <p>○主な使用者、販売先 劇場、公会堂、集会場、共同住宅、その他設置を必要とする建築物</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>特定電気用品以外の電気用品中、光源及び光源応用機械器具の「その他の白熱電灯器具」又は「その他の放電灯器具」として取り扱う。</p> <p>(理由) 本製品は、平常時も点灯するものであることから、「避難誘導灯」を除き、光源が白熱電球の場合には「その他の白熱電灯器具」、光源が蛍光灯の場合は「その他の放電灯器具」として取り扱うことが妥当と判断する。</p>	